

## 就 籍 届

日本人であり、戸籍に記載されていない者について、新たに戸籍に記載する届です。  
就籍をするには、家庭裁判所の許可又は国籍存在確認・親子関係不存在確認等の確定判決（審判）を必要とします。

根拠法令	戸籍法第110条、第111条
届出期間	許可の日又は判決の確定日から10日以内
届出地	届出人の本籍地、所在地
届出人	就籍をする者 ※15歳未満の場合は法定代理人（未成年後見人又は親権代行者）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・届書：就籍届記入例は下記をご覧ください</li><li>・家庭裁判所の許可のとき：許可審判書謄本</li><li>・判決によるとき：判決書謄本及び確定証明書</li><li>・印鑑：届出人のもの</li></ul>
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください <ul style="list-style-type: none"><li>・手続きは、現所在地の家庭裁判所に「就籍許可の申立書」を提出して、申立を行ないます。許可がおりたら、必ず10日以内に住所地または、就籍を希望する市区町村に「就籍届」を提出してください。</li></ul>
関連の届出	
教示	就籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

# 就 籍 届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 就籍する人の 氏 名	かすかべ 氏 春日部	じろう 名 二郎	大正・昭和・平成58年9月10日生
	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2番地 (方書・マンション名)		
住 所	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2番地 (方書・マンション名)		
(住民登録を しているところ)	世帯主 の氏名 春日部 二郎		
就籍するところ (本 籍)	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2番地 筆頭者 の氏名 春日部 二郎		
就 籍 許 可 の 年 月 日	平成23年12月20日		
父 母 の 氏 名	父	続き柄	
父 母 と の 続 き 柄	母 春日部 梅子	長 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
そ の 他			
届 出 人 署 名 押 印	春日部 二郎 印		

届 出 人 (就籍する人が十五歳未満のときに書いてください)			
<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 親権代行者			
住 所	丁目	番地 番	号
本 籍	丁目	番地 番	筆頭者 の氏名
署 名	印	年 月 日	生

※持参するもの 許可のときは就籍許可審判書の謄本、判決のときは審判書謄本及び確定証明書・印鑑

連絡先	電話 048(736)1111 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅・携帯・勤務先・呼出
-----	---------------------------------------------------------------------